

秋田市マイタウン・バス西部線運行協議会設置規約

(平成17年11月8日部長決裁)

(設置)

第1条 秋田市マイタウン・バス西部線（以下「マイタウン・バス西部線」という。）の利便性の向上と効率的な運行などについて広く意見を得るため、秋田市マイタウン・バス西部線運行協議会（以下「西部線運行協議会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 西部線運行協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) マイタウン・バス西部線の運行形態、利用促進に関し、意見交換や提言を行うこと。
- (2) その他、マイタウン・バス西部線の運行に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 西部線運行協議会は、別紙の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

(会長等)

第4条 西部線運行協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、西部線運行協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 西部線運行協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長が必要と認めるときは、西部線運行協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 西部線運行協議会の事務局は、都市整備部都市総務課交通政策室に置く。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、西部線運行協議会の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成17年11月8日から施行する。